令和　　年　　月　　日

貸与料金の算定根拠明細書

柏市長　宛

（リース等事業者）

住　　　　　所

事　業　者　名

代表者役職・氏名

※担当者所属・氏名

連　　絡　　先

（リース等先）

住　　　　　所

事　業　者　名

代表者役職・氏名

※担当者所属・氏名

連　　絡　　先

※担当者所属・氏名は，代表者の押印を省略する場合のみ記載が必要です。

　補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。

　また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象設備 | リース等期間（月数） | 補助金額 | リース等料総額※前払金を含む，税抜き金額 |
| 柏市の補助金(a) | 国の補助金(b) | 合計(c)((a)＋(b)) | 補助金なしの場合(d) | 補助金ありの場合(e) | 差額(f)((d)-(e)) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（注意事項）

* 補助金ありの場合のリース等料総額(e)又はこれをリース等期間で除した月額リース等料金が、リース等契約書で確認できること。リース等契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース等料金から差し引いてリース等契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース等料から減額し、月々のリース等料へ反映することを明記した覚書等をリース等事業者及びリース等先で締結のうえ提出すること。
* 補助金ありの場合となしの場合のリース等料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
* 柏市の補助金の金額分は、月額リース等料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース等契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
* リース等期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース等期間終了後にリース等先が対象設備を購入する契約となっていること。
* 「リース等」とは、リース、ＰＰＡ又はＥＳＣＯ（シェアード・セイビングス契約）をいう。